

最上町家庭保育応援給付金事業について

保育施設等を利用せず、家庭で3歳未満の乳幼児を保育する世帯に、対象の児童1人当たり月額10,000円の給付金を交付します。

Q：どのような人が給付金の交付対象になりますか？

A：次の要件全てを満たす方が対象になります。

- ・家庭で満3歳未満の乳幼児を保育する保護者。(祖父母が保育していても対象)
出生月の翌月から満3歳に達する最初の3月31日を迎えるまでが対象期間になります。
 - ・最上町内に住所を有し、実際に居住している方。里帰り出産等の一時的な居住は除きます。
 - ・対象の乳幼児と同居し、生計を同じくしていること。
 - ・対象の乳幼児が保育施設等を利用していないこと。
- ※世帯に保育料、町税等を滞納している方がいる場合、給付金が交付されないことがあります。

Q：給付金はいつ、どのように支払われますか？

A：年3回、ご指定の口座に振り込みになります。

- ・4月～7月分を8月、8月～11月分を12月、12月～3月分を4月に、ご指定の口座に振り込みとなります。

Q：申請はどのようにすればよいですか？

A：次の書類を最上町教育委員会 こども支援課までご提出ください。

※印鑑が必要ですのでお持ちください。認印で構いません。

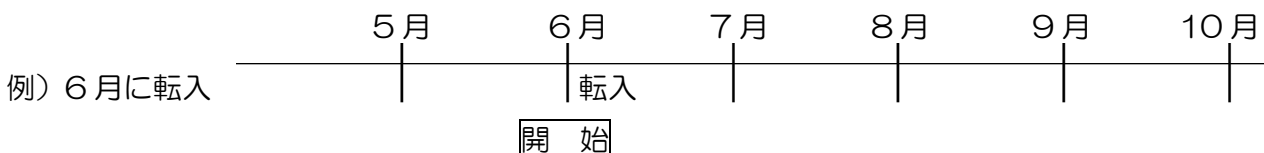
- ・給付金支給申請書兼請求書 - 1枚
- ・振り込みを希望する金融機関の通帳の写し(コピー)

Q：月額とありますが、いつからいつまでが対象月ですか？

A：開始月は要件を満たすようになった日が属する月からです。

終了月は要件を満たさなくなった日が属する前月までです。

○要件を満たすようになった日が属する月



○幼児が出生した月の翌月

